

起 案

保存期間	5年	閲覧区分	室/課内
收受日		分類名	森林林業-森林整備-林地開発
起案日	平成20年 4月25日		熱海市伊豆山の森林の無断開発について
決裁日	平成20年 4月30日	文書番号	東農治第49号
施行日	平成20年 5月 / 日	起案者	東部農林事務所治山課
処理期限	平成 年 月 日		治山課林地保全係
発信元文書番号			[REDACTED]
公印	要		(電話: 055-920-2173)

発信者	東部農林事務所長		
受信者	案のとおり		
件名	熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] における森林の伐採等について		

決裁	[REDACTED]				
合議					
公印承認	[REDACTED]				

平成20年4月10日に現地調査を行った熱海市伊豆山地内にかかる [REDACTED] により行われた森林の伐採等について、森林法第10条の2に抵触する恐れがあると判断されるため、案の1により通知する
 また、案の2により建設部長あて報告し、案の3により熱海市長あて依頼する。

※ 5月1日(木) 熱海市役所に7/4時から
 [REDACTED] に対し、直接文書を手渡す。



東農治第 49 号
平成 20 年 5 月 / 日



様

静岡県東部農林事務所長



熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted] における森林の
伐採等について

平成 20 年 4 月 10 日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第 10 条の 2 に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

- 1 標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。
- 2 土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成 20 年 5 月 30 日（金）までに提出してください。
- 3 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成 20 年 5 月 30 日（金）までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173



東農治第 47 号
平成 20 年 5 月 / 日

建設部長 様

東部農林事務所長

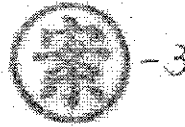
熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] における
森林の伐採等について

このことについて、森林法第 10 条の 2 に抵触する恐れがあるため、別紙（写）
のとおり通知したので報告します。

記

- 1 箇所 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]
- 2 行為者 [REDACTED]
- 3 面積 約 1.7ha

担当 治山課林地保全係
TEL 055-920-2173



東農治第 47 号
平成 20 年 5 月 / 日

熱海市長 様

静岡県東部農林事務所長



熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] における
森林の伐採等について

このことについて、森林法第 10 条の 2 に抵触する恐れがあるため、別紙 (写)
のとおり通知したのでお知らせします。

開発行為者に対する指導等について、御協力をお願いします。

記

1 箇所 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]

2 行為者 [REDACTED]

3 面積 約 1.7ha

担 当 治山課林地保全係
TEL 055-920-2173

(件名)

平成 20 年 4 月 25 日

による熱海市伊豆山地内の無許可開発について

1 概要

熱海市伊豆山地内において、熱海市の開発行為等の許可を得て行われている宅地造成事業が、森林法の許可を得ずに行われていることが判明した。

2 内容

- (1) 場所 熱海市伊豆山字嶽ヶ
- (2) 森林の開発面積 約 1.7ha (開発行為等許可面積 約 4.9ha、森林区域約 2.8ha)
- (3) 行為者

3 経緯

平成 20 年 4 月 9 日 熱海市伊豆山周辺の開発行為等の許可状況を確認したところ、5 条森林区域に相当面積入っている宅地造成事業を発見した。

平成 20 年 4 月 10 日 市と共に現地を確認したところ、既に森林の伐採は完了し、造成工事が相当進んでいた。市に対し、土地利用対策委員会の審査状況及び関係法令の許認可の取得状況を確認するよう指導した。

平成 20 年 4 月 15 日 市は、土地利用対策委員会審査の課程で、森林法の許可が必要となることを見落としてしまったことを認めた。

平成 20 年 4 月 16 日 市から開発行為等の許可に関する資料提供を受けた。また、熱海市の事情を考慮して穏当な処理を求められた。

平成 20 年 4 月 21 日 森林計画室に対し、これまでの経緯を説明した。

平成 20 年 4 月 23 日 森林計画室から、文書により事業の中止及び復旧を指導するよう指示を受けた。

4 森林法における違反の有無

5 条森林内での開発面積が 1.0ha を超えると判断されるため、森林法第 10 条の 2 に違反している。

5 災害等の危険性

- ・ 現状は、開発行為等の許可内容に基づき工事が進められている。但し、防災施設完了前に工事を中止し、復旧指導が長期化した場合は、土砂流出等の懸念が生じる。
- ・ 調整池を設置する計画は無いが、放流先の鳴沢川流域は、直接放流が認められている。
- ・ 開発区域内に河川等、表流水が流れる状況は無い。
- ・ 県風致地区条例により、完了後は 30%の緑地が確保される。(林地開発許可 20%)

6 今後の対応

- ・ 開発行為者に対し、文書により作業の中止及び復旧を指導する。
- ・ 熱海市と連携しながら開発行為者の指導にあたる。

7 他法令の取得状況

(1) 都市計画法、宅地造成等規制法及び静岡県風致地区条例

- 平成 18 年 4 月 11 日 許可
- 平成 18 年 10 月 18 日 第 1 回変更許可（開発区域の拡大等）
- 平成 19 年 7 月 24 日 第 2 回変更許可（造成計画の変更等）

(2) 熱海市まちづくり条例（市土地利用事業）

- 平成 17 年 8 月 16 日 事前協議書受付
- 平成 18 年 3 月 6 日 開発事業計画審査願（本申請）受付
- 平成 18 年 4 月 11 日 開発行為者と協定締結
- 平成 18 年 9 月 11 日 変更事前協議書受付
- 平成 18 年 11 月 7 日 第 1 回変更開発事業計画審査願（本申請）受付
- 平成 19 年 7 月 26 日 第 2 回変更開発事業計画審査願（本申請）受付